

意見書案提出書

学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日

提出者
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	柴田 忍	青山 豊	佐藤誠洋
大日向香輝	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子	佐藤忠久
小野正伸	高橋和樹	播磨博一	塩田 勉	菅原正志
齋藤光司	菅原恵悦			

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

学校部活動の地域移行について、人格の完成を目標とする学校教育の実現をめざし、地域の実情に合わせるために当事者の意見を十分聞き、地域移行のねらいでもある教職員の負担軽減をはかれるよう、意見書を提出する必要がある。

学校部活動の地域移行に関する意見書

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和 7 年度を目処に段階的な「地域移行」を実施する内容の提言をまとめた。

スポーツ庁の有識者会議の提言後まもなく、全国市長会は「運動部活動の地域移行に関する緊急意見」を取りまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人材の確保、保険のあり方などに関する具体的な項目を挙げ、政府に措置を求めた。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることから、この度の「地域移行」は一つの選択肢としては理解する。しかし、国は、これまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置付けてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が教育の目的として定める「人格の完成」において重要な取り組みだからである。

本議会は、全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明すると共に、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、国において、下記事項について特段の措置を求めるものである。

記

1. 部活動の地域移行は、地域の実情に合わせた実施を進め、当事者である子ども、教職員、保護者、関係団体等の意見を十分に聞いて実施すること。
2. 学校教育の一環である部活動を「人格の完成」を目標とすることと位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員のすべての業務を勤務時間内に収める取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

横手市議会議員 寿松木 孝

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

文部科学大臣 永岡 桂子 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

スポーツ庁長官 室伏 広治 様

文化庁長官 都倉 俊一 様

意見書案提出書

最低賃金の改善を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日

提出者
賛成者

土田百合子	井上忠征	宮川拓也	林 一輝	本間利博
加藤勝義	高橋聖悟	青山 豊	福田 誠	大日向香輝
木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子	佐藤忠久	小野正伸
高橋和樹	播磨博一	塩田 勉	菅原正志	齋藤光司
菅原恵悦				

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことについて、
国に要望する必要がある。

最低賃金の改善を求める意見書

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,072 円、秋田県は 853 円で、全国最低位となっている。この水準は、税込み月収で 14 万 8 千円ほど（853 円×173.8 時間）、年収で 178 万円ほど（853 円×173.8 時間×12 か月）である。ここから税金や社会保険料が差し引かれるので可処分所得はさらに減額となる。これは、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するものとはいえないと考える。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で 219 円もの格差があり、この地域間格差は 15 年で 2 倍に広がっている。

最低賃金法では、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっている。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～D のランク分けが行われている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま推移する。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があるといわなくてはならない。これが続けば、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難である。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,500 円以上必要との結果が出されている。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は OECD 諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしているとしている。中小企業支援策の拡充をすすめてつつ、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げることを実現するため、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅引き上げを実現すること。
2. 地域間格差を解消し、全国一律最低賃金制度を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

横手市議会議長 寿松木 孝

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

意見書案提出書

最低賃金の改善にあたり

中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充することについて、国に要望する必要がある。

最低賃金の改善にあたり 中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小・零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,072 円、秋田県は 853 円で、全国最低位となっている。この水準は、税込み月収で 14 万 8 千円ほど (853 円×173.8 時間)、年収で 178 万円ほど (853 円×173.8 時間×12 か月) である。ここから税金や社会保険料が差し引かれるので、可処分所得はさらに減額となる。これは、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するものとはいえないと考えられる。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で 219 円もの格差があり、この地域間格差は 15 年で 2 倍に広がっている。

最低賃金法では、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっている。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～D のランク分けが行われている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま推移する。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があるといわなくてはならない。これが続けば、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難である。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、地域経済を守るための経済対策だと考える。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,500 円以上必要との結果が出されている。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

以上の趣旨より、下記項目の意見書を提出する。

記

政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

横手市議会議長 寿松木 孝

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

意見書案提出書

「特定商取引法平成 28 年改正における
5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 17 日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

特定商取引法平成 28 年改正の際、5 年後見直しが定められ、令和 4 年 12 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎えた。65 歳以上の高齢者においては訪問販売・電話勧誘販売の消費生活相談が多く、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談では事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。さらに、20 歳代においてはマルチ取引の相談が多く、成年年齢の引下げにより 18～19 歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処すべく、特定商取引法改正を求めるため、意見書を提出する必要がある。

「特定商取引法平成 28 年改正における
5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の 2016 年（平成 28 年）改正の際、いわゆる 5 年後見直しが定められた。2022 年（令和 4 年）12 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎えた。令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件でここ 15 年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の 54.7%にのぼる。そして、令和 3 年版消費者白書によれば、65 歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が 13.0%、電話勧誘販売の割合が 8.9%であり、65 歳未満の割合の 2 倍を超えている。さらに、令和 4 年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が 48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和 4 年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の 27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20 歳代において高い比率を占めていて、2022 年（令和 4 年）4 月の成年年齢の引下げにより、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

横手市議会議長 寿松木 孝

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 河野 太郎 様